

１１月の園だより

2026年11月1日　NO.8

はあとこども園中央
〒753-0064
山口市神田町4-22
TEL 083-941-5580
園長　蕗　英朗

THUOU_HEART

Facebook

木々の葉も色づき、秋の深まりを感じる季節となりました。子どもたちは発表会の練習や園外保育を楽しみながら、元気に過ごしています。今月7日には未満児発表会、12月5日には以上児発表会を予定しております。ご期待ください。

さて、10月から施行されたカスタマーハラスメントに関する当園の方針と、12月25日に施行される「子ども性暴力防止法」の概要及び当園の当面の取組方針についてお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、来年度の園児募集にあたり、１号認定（新２号認定の併願を含む）を対象とした説明会・見学会を24日に予定しております。友人知人等で、１号認定を希望される方がおられましたら、ぜひお声がけをお願いします。

＊今月の予定＊

２日（月）身体測定　交通安全教室（だいち組）
４日（水）サッカー教室
５日（木）発表会リハーサル③（未満児）　英語教室
７日（土）未満児発表会
９日（月）体操教室
１０日（火）避難訓練
１１日（水）サッカー教室
１２日（木）湯田小音楽会リハーサルの見学（だいち組）
１３日（金）予防接種２回目（たいよう・もり組）
１４日（土）OYA塾「秋のフォトフレームづくり」
１８日（水）発表会リハーサル①（以上児）
１９日（木）予防接種２回目（ほし・かぜ組）英語教室
２０日（金）予防接種２回目（うみ・だいち組）
２４日（火）１号認定の説明会・見学会
２５日（水）発表会リハーサル②（以上児）
２７日（金）誕生日会



発表会について



★日時：１１月７日（土）たいよう・ほし・うみ組
１２月５日（土）もり・かぜ・だいち組

〇今年度もクラス入れ替えで行います。各クラス集合時間が異なりますので、後日送信するコドモンでの確認をお願いします。

※当日は制服着用となります。**もり・かぜ・だいち組はベスト**も着用しますので、購入される方は専用アプリより購入をお願いします。

※両日とも家庭保育のご協力をお願いします。

11月生まれの　おともだち



〇たいよう組　１名
〇ほし組　いちかさん　げんきさん
〇うみ組　１名
〇もり組　なほさん
〇かぜ組　しゅんさん　れいさん　あやねさん
いちかさん　いろはさん
〇だいち組　さらさん

カスタマーハラスメントへの対応について

昨年6月の「労働施策総合推進法」の改正により、今年10月1日から、事業主のカスタマーハラスメント対策が義務化されました。これを受け、青藍会のハラスメント防止に関する規則に基づき、当園としても保護者等からの著しい迷惑行為から職員を守り、すべての職員が安心して働ける職場環境を維持するとともに、園児が安心して過ごせる教育・保育環境を守り、保護者の皆様と相互に尊重し合える関係づくりに努め、職員が安心して働ける環境の確保に取り組んでまいります。

★カスタマーハラスメントとは次のとおりです。

保護者等からの苦情・要望・言動のうち、当該苦情・要望・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害され、看過できない程度の支障（人格や尊厳を侵害する言動により精神的な苦痛を与えられ就業環境が不快なものになって能力発揮に重大な影響が生じる場合を含む。）が生じるもの。

★当園の方針

保護者の皆様の意見・指摘・要望等に対しては、丁寧に向き合い、可能な限りの対応を行うとともに、カスタマーハラスメントに当たる苦情・要望・言動に対しては、職員を守り、安心・安全な保育・教育環境を維持するための努力をしていきます。

子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

こどもに対する性犯罪については、刑法等の改正等によりその処罰が強化されてきましたが、今回、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律とは別に、新たに、学校・保育所等の児童施設等の職員による性暴力根絶のため法律が制定され、施行されます。

★対象となる児童対象性暴力とは

・ こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの「性暴力」の防止に努め、仮に「性暴力」 が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者の責務とされています。
・ 義務対象の事業者においては、従事者による「性暴力」を未然に防止すること、「性暴力」が行われた場合に早期に発見すること、「性暴力」が疑われる場合に はその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。
・ 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
・ 「性暴力」の例 ・不同意性交・性的部位への接触・わいせつな言動・児童買春・児童ポルノ撮影・所持・のぞき、盗撮など
・ 「性暴力」の範囲については、就業規則等に定め、 従事者やこども、保護者に周知することとなっています。

★不適切な行為

・ 「不適切な行為」とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合には、児童対象性暴等が行われる恐れがあると認めるときに該当するものとして防止措置を講じる必要があります。従って教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、「不適切な行為」の段階で皆で注意し、防止していくことが必要です。

★「不適切な行為」の例

〇 こどもとSNS上で私的なやり取りを行う 〇 私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する 〇 こどもと二人きりで私的に会う 〇 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う 〇 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする など

★「不適切な行為」に関する留意点 として

不適切な行為とは 不適切か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。外形的にこれらに当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定めて対応することとします。
〇 現場の従事者とコミュニケーションを図り、過度な萎縮につながらないよう、 事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めます。
〇 就業規則等に定め、従事者に周知徹底します。また、日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成します。
〇 こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行うこととします。

★その他

〇特定性犯罪事実該当者は子どもと直接対する業務には付けなくなり、当園の場合、園長を含む全職員について3年以内に犯罪事実確認を行うこととなります。
〇法施行までに、職員採用手続き、就業規則等の改正を行うとともに、保護者にもお知らせします。